

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（建築物環境衛生管理基準）</p> <p>第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができると同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。</p>			
<p>（略）</p> <p>二 一酸化炭素の含有率</p> <p>（略）</p> <p>四 温度</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>百万分の六以下</p> <p>（略）</p> <p>一 十八度以上二十八度以下</p> <p>二 （略）</p>	<p>（略）</p> <p>二 一酸化炭素の含有率</p> <p>（略）</p> <p>四 温度</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>百万分の十（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）以下</p> <p>（略）</p> <p>一 十七度以上二十八度以下</p> <p>二 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。</p>
<p>ロ 二 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>		<p>ロ 二 （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	